

株 主 各 位

神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号  
**株式会社アルプス技研**  
代表取締役社長 池 松 邦 彦

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年3月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号  
当社本社 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 (1) 第26期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第26期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                       |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（1）                   |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（2）                   |
| 第4号議案 | 取締役8名選任の件                     |
| 第5号議案 | 監査役4名選任の件                     |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件 |
| 第7号議案 | 取締役の報酬制度改定の件                  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は伸び悩んでいるものの、企業業績の改善を背景に設備投資が増加し、景気は回復を続けてきました。

当社グループの主要顧客である製造業におきましては、電機・精密機器業界では、薄型テレビ等のAV機器、高機能デジタルカメラ等の販売が好調に推移し、また、自動車関連業界では、世界市場で燃費の良い日本車の販売・生産が堅調に推移いたしました。このような状況下、当社グループが属するアウトソーシング業界においては、これらの業種を中心に製品開発や生産技術の開発も前期に引き続き活発であったため、設計・開発の技術者に対する需要は旺盛でありました。

このような環境の下、当社は第8次5カ年計画の原点に立ち返り、「企業価値向上のための更なる挑戦」をテーマに掲げ、事業価値の向上、人間価値の向上及び社会価値の向上に努めてまいりました。

#### イ. 事業価値の向上

技術者育成支援システムの活用により、技術者と顧客の最適な組み合わせを行い、技術者と顧客双方にとって最大限の付加価値を得られるようなローテーションを積極的に実施いたしました。人材の確保につきましては、全国各地で説明会を実施し、新規学卒者及び中途入社者の採用を推進するとともに、新入社員の即戦力化のための教育制度の強化も図りました。併せて、日本国内だけでなく、アジアにおける高度技術者集団の確立を目指して中国の大学との提携を一層強化し、中国等の外国人技術者の受け入れの拡大を図りました。また、新規事業として推進してまいりました介護・福祉サービスは、平成18年5月に介護付有料老人ホーム“アルプスの杜「綾瀬」”を開設いたしました。

## ロ. 人間価値の向上

技術者のスキル向上では、派遣技術者の自立的キャリアアップを図るためキャリアサポーターのアドバイスに基づいて、技術目標を設定し、技術者育成支援システム並びに通信教育・外部教育の実施により技術能力の幅の拡大・スキルアップを図り、派遣技術者自身の付加価値向上・人間力の向上に努めております。

## ハ. 社会価値の向上

平成15年8月制定の企業倫理憲章を規範としたコンプライアンス教育をグループ全社員に展開、継続して実施しております。また、平成18年5月には内部統制システム構築の基本方針を定め、内部統制委員会を設置、業務の適正を確保する体制作りに取り組んでおります。

一方、当社グループの価値の源泉である派遣技術者の質的向上を図るため教育システム及び研修体制の構築・整備を進めるとともに、技術者派遣事業の更なる拡大に充当することを目的として、平成18年7月には、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債20億円を発行いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、主要事業である技術者派遣が好調に推移し、顧客への高付加価値サービスの提供による単価改善、並びに派遣技術者の増加により、215億92百万円(前年同期比5.1%増)となりました。利益面では、当上半期に発生した業務系ソフト開発子会社におけるソフト開発案件の不具合修正に伴う費用増による影響を受け、営業利益は15億86百万円(同0.2%減)となり、経常利益は14億88百万円(同7.0%減)となりました。また、債務超過に陥っている持分法適用会社について、当該債務超過額のうち当社の負担が見込まれる金額4億6百万円を計上するとともに、当社工場の蓼科テクノパーク等の固定資産について減損損失2億47百万円を計上したことにより、当期純利益は、4億11百万円(同48.7%減)となりました。

なお、当社の利益配分につきましては、平成18年2月に連結ベースで配当性向50%を指標として、利益配分を行うことを配当方針といたしました。

セグメント別状況は以下のとおりであります。

イ. アウトソーシングサービス事業

アウトソーシングサービス事業におきましては、当社及び㈱アルプスビジネスサービスにおける技術者派遣が好調に推移し、顧客への高付加価値サービスの提供による単価改善、並びに派遣技術者の増加により、アウトソーシングサービス事業の売上高は208億38百万円（前年同期比8.1%増）、売上高構成比率は96.5%となりました。営業利益は、台湾現地法人が前期の好業績と比較し減益となり、また、業務系ソフト開発子会社におけるソフト開発案件の不具合修正に伴う費用が増加したことを主因として27億38百万円（同0.9%増）にとどまりました。

ロ. その他事業

モノづくり事業の主要顧客からの受注が減少した結果、売上高は7億53百万円（前年同期比40.2%減）、売上高構成比率は3.5%、営業損失は73百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施した設備投資額は2億3百万円であり、その主な内容は教育システム及び介護事業開設等の設備投資等によるものであります。

③ 資金調達の状況

平成18年6月23日開催の当社取締役会の決議により、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を平成18年7月10日に発行し、20億円を調達いたしました。なお、平成18年12月12日に同社債の買取契約書に基づいた上限株式数までの転換が完了し、平成19年1月26日に同発行要項に基づき4億50百万円を繰上償還いたしました。

当社のビジネスにとって、価値の源泉である派遣技術者の質的向上を図るための教育システム及び研修体制の構築・整備、並びに技術者派遣事業の更なる拡大を図るための活動に充当するもので、顧客に対してより高度な技術力・サービスをタイムリーに提供し、収益力の強化及び安定的な経営基盤の確立を図るものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、当社子会社である㈱アルプスビジネスサービスのシステム整備及び研修設備等の費用に充当するため、平成18年3月9日付で、第三者割当による43百万円の増資引き受けを行い、同社の資本金の額は1億円となり、当社の議決権比率は97.7%となりました。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (平成15年12月期)	第 24 期 (平成16年12月期)	第 25 期 (平成17年12月期)	第 26 期 (当連結会計年度 平成18年12月期)
売 上 高(百万円)	16,675	19,496	20,536	21,592
経 常 利 益(百万円)	880	1,377	1,601	1,488
当 期 純 利 益(百万円)	276	680	801	411
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	39円45銭	64円22銭	78円23銭	40円22銭
総 資 産(百万円)	9,832	10,038	10,542	11,838
純 資 産(百万円)	4,796	5,281	5,777	7,332
1 株 当 た り 純 資 産 額	803円35銭	535円20銭	582円79銭	660円75銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第24期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しております。
2. 第26期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
3. 第26期の純資産及び総資産の主な増加は平成18年7月に発行した新株予約権付社債の行使によるものであります。
4. 第26期（当連結会計年度）の概況については、前記「1. 企業集団の現況（1）当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容
㈱アルプスビジネスサービス	百万円 100	% 97.7	神奈川県 相模原市	一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業、電機・機械の計測器の校正、商品仕入・販売、介護施設の運営・管理
㈱アルネス情報システムズ	百万円 160	100.0	東京都 千代田区	アプリケーション・パッケージのカスタマイズ及び導入支援 アプリケーション・ソフトウェアの開発・試作
ALTECH SHINE CO.,LTD.	百万台湾ドル 40	95.0	台湾 台北市	事務用機器・精密機器・通信機器・電子機器等の設計業、機械・設備機器の設置工事、商品仕入・販売
ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED	万スリランカルピー 1,146	68.9	スリランカ コロombo市	ソフトウェア開発請負 IT関連教育事業
ALTECH BEIJING CO.,LTD.	百万円 60	100.0	中国 北京市	機械・電気設計の業務請負、人材紹介業

- (注) 1. ㈱アルプスビジネスサービスは平成18年3月9日付で第三者割当増資を行い、同社の資本金は1億円となり、当社の議決権の所有比率は97.7%となりました。
2. ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITEDは、平成18年3月16日開催の同社の株主総会において解散を決議し、清算手続きを進めておりましたが、平成19年1月29日開催の同社の株主総会において、清算結了を決議いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費に弱さが見られるものの、企業収益は堅調に推移し、回復基調が持続すると予測されております。当社グループの主要顧客である製造業では、引き続き製品開発が活発であり、設計・開発技術者派遣を中心とするアウトソーシング事業は堅調に推移するものと思われまます。一方、好調な企業業績を背景に、企業の求人需要が高まり労働市場に逼迫感が生じていることから、技術者の確保が難しい環境となってきました。

平成19年12月期（第27期）は第8次5カ年計画の最終年度として、「人と組織の持続的成長モデルの確立」をテーマに掲げ、人の成長については人材育成、技術力の向上、そして組織の成長についてはパブリックカンパニーとして企業の社会的責任を果たす体制を構築いたします。

##### ① 収益性の向上

製造業における技術者不足により技術者の質・量両面に対する顧客からの要請は高まっております。高付加価値の技術提供業務に対して、当社の経営資源である技術者を集中していくことにより、顧客への高付加価値のサービスを実現してまいります。また、積極的に営業活動や採用活動を展開することにより一層の収益性の向上を図ってまいります。

##### ② 技術者の自律的キャリア形成の推進

技術者のキャリア目標にそった技術研修及び派遣業務を行うことにより技術者のノウハウ・技術要素・技術スキルを総合的に上昇させるキャリアデザインの形成を図ってまいります。

##### ③ 技術者の確保

優秀な技術者を確保するために、全国各地で説明会を実施し、新規学卒者及び中途入社者の採用を推進するとともに、新入社員の即戦力化のための教育制度の強化も図っております。また、M&A等を含め、技術者の確保の手段を検討してまいります。

④ 外国人技術者の確保（高度技術者集団の確立）

当社グループでは日本国内だけでなく、アジアにおける高度技術者集団の確立を目指して中国等の外国人技術者の受け入れの拡大を図っております。その取り組みの一環として、中国の青島科技大学との技術提携を一層強化するとともに、中国石油大学との提携も行い、また、ハルビン工業大学等においては奨学金制度を新設いたしました。今後もアジアにおける技術提供業務における市場での優位性の確保及び国内の技術者不足への対応を図ってまいります。

⑤ グループ戦略

連結経営の時代に相応しい企業グループ形成のため、人材ビジネスを中心としてシナジー効果を高めるとともに、業績向上を図るためグループ戦略を見直してまいります。

⑥ 介護・福祉サービス

新規事業として推進してまいりました介護・福祉サービスは、平成18年5月に介護付き有料老人ホーム“アルプスの杜「綾瀬」”を開設し、営業活動の強化を推進し、入居の促進を図ってまいります。また、介護施設の運営・管理のノウハウを活かして介護派遣の拡大を進めてまいります。

⑦ 社会的責任（CSR）

当社は全てのステークホルダーからの期待と要望に応えるべく、環境ISO14001に基づく環境経営の推進、社会貢献活動等、パブリックカンパニーとして企業の社会的責任を果たすべく、具体的活動に取り組んでまいります。

⑧ コンプライアンス・内部統制

当社グループは役職員の法令遵守（コンプライアンス）を重要なテーマと位置づけ、コンプライアンス委員会を設置し、平成15年8月制定の企業倫理憲章を規範としたコンプライアンス教育をグループ全社員に展開、浸透させております。また、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め、内部統制委員会を設置し、業務の適正を確保する体制作りに取り組んでおります。引き続き、これらの充実・改善を図り、活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容（平成18年12月31日現在）

区 分	主 要 な サ ー ビ ス	
	サービス区分	内 容
アウトソーシング サービス事業	エンジニアリング サービス	機械・電気・輸送用機器・精密機器・化学・情報処理設計等の工学的技術を用いた技術提供、ソフトウェアの開発・受託
	テクニカルサービス	製造ライン・事務・介護等の技能提供、設計・製作・据付・工事等の工程管理を中心とした専門的な技術・技能を用いたサービスの提供
	介護サービス	専門的な知識・技術・技能を用いた介護施設等の企画・運営・コンサルティング・管理業務及び付随業務
	人材サービス	人材紹介、人事コンサルティング、教育等の人材サービス業務
	その他サービス	上記に属さないアウトソーシングサービス業務
その他事業	モノづくり事業	工場における製品の開発・設計及び生産設備・検査装置等の一括又はその一部の製造、半導体製造装置・光ビックアップ検査装置等の開発、設計、製造等
	その他事業	測定器の校正業務・商品の販売等

(6) 主要な事業所及び工場（平成18年12月31日現在）

① 当社の主な事業所

本 社	神奈川県相模原市
事 業 部	北海道事業部（札幌市中央区） 東北事業部（仙台市太白区） 北関東事業部（さいたま市大宮区） 東京事業部（東京都港区） 西関東事業部（神奈川県相模原市） 横浜事業部（横浜市西区） 中部事業部（長野県千曲市） 東海事業部（名古屋市市中村区） 関西事業部（大阪市中央区） 九州事業部（福岡市博多区）
工 場	蓼科テクノパーク（長野県茅野市） 宇都宮テクノパーク（栃木県矢板市）
研 修 セ ン タ ー	本社研修センター（神奈川県相模原市） 蓼科研修センター（長野県茅野市）

- (注) 1. 平成18年1月1日付で、蓼科研修センター（長野県茅野市）を新設しております。
2. 平成18年7月1日付で、中部事業部諏訪営業所（長野県諏訪市）を新設しております。
3. 平成19年1月1日付で、北海道事業部及び東北事業部を統合し、北海道・東北事業部（仙台市太白区）といたしました。

② 重要な子会社の主な事業所

「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成18年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,917 [358]	152 [27]

(注) 1. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、在外連結子会社等の使用人数につきましては、当該会社の決算日現在の人数を記載しております。

2. 使用人数は、前連結会計年度より152名増加しております。これは主に平成18年4月の新規学卒者採用及び中途採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,531	85	30.5歳	5.0年

(注) この他に、登録社員（雇用契約中の者）が66名、嘱託11名、パート・アルバイトが17名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年12月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社横浜銀行	200,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000
株式会社東邦銀行	100,000
株式会社八十二銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社三井住友銀行	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成18年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 39,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,204,389株

（注）平成18年1月1日から平成18年12月31日までの間に旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が40,700株増加しました。

同様に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により、発行済株式の総数が1,178,469株増加し、11,204,389株となりました。

- ③ 株主数 5,959名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松井利夫	株 1,489,513	% 13.29

（注） 出資比率は、発行済株式の総数に基づいて算出しております。また、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
  - イ. 平成15年7月25日開催の取締役会決議による、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。
    - (イ) 新株予約権の数（新株予約権1個につき100株）  
560個
    - (ロ) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 56,000株
    - (ハ) 新株予約権の発行価額  
無償
    - (ニ) 新株予約権の1株当たりの払込金額  
486円
    - (ホ) 新株予約権の行使期間  
平成17年7月25日から平成20年7月24日まで
    - (ヘ) 新株予約権の行使の条件  
対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、従業員または関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要します。ただし、新株予約権を付与された者が定年を過ぎた後に引き続き当社の嘱託社員となる場合には、新株予約権を行使できるものとします。その他の条件は、当社と権利付与者との間で締結する権利付与契約によるものとします。
    - (ト) 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めないものとします。

ロ． 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(イ) 発行決議の概要

発行決議の日	平成18年6月23日
発行日	平成18年7月10日
発行総額	20億円
償還期限	平成20年7月10日
新株予約権の数	40個 (1個50百万円)
転換価額	当初1,615円
交付株式数上限	1,200,000株

(ロ) 転換の結果

転換完了日	平成18年12月12日
行使新株予約権の数	31個
行使総額	15億50百万円
交付株式数	1,178,469株

- (注) 1. 繰上償還日 平成19年1月26日  
2. 繰上償還額 4億50百万円

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成18年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	小林孝雄	
代表取締役社長	池松邦彦	業務執行役員 兼ALTECH SHINE CO., LTD. 董事長
専務取締役	岡部博	(株)アルプスビジネスサービス 代表取締役社長
取締役	山崎國秀	業務執行役員兼経営企画部長 兼ディスクウェア(株)代表取締役副社長
取締役	羽田清	(株)アルネス情報システムズ代表取締役社長 兼ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED DIRECTOR CHAIRMAN 兼CEO
取締役	須貝昌志	業務執行役員 兼営業推進部長
取締役	野田浩	業務執行役員 兼総務部長
常勤監査役	篠原秀明	
監査役	大石忠男	
監査役	松田壯吾	松田・豊島法律事務所弁護士
監査役	舟生俊博	公認会計士 (株)YSB代表取締役

(注) 監査役松田壯吾氏及び舟生俊博氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	名 8	百万円 119
監 査 役	4	22
合 計	12	142

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会決議において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の支給額には、第26回定時株主総会終結をもって退任する監査役1名の退職慰労金（第25回定時株主総会で打ち切り支給承認済み）が含まれております。
4. 支給人員には、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会決議において退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	百万円 24
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32



# 連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,774,253</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,108,515</b>
現金及び預金	2,614,567	支払手形及び買掛金	108,663
受取手形及び売掛金	3,200,176	短期借入金	980,000
有価証券	5,598	新株予約権付社債	450,000
たな卸資産	214,641	未払法人税等	199,021
繰延税金資産	469,884	未払金	686,206
その他	286,697	賞与引当金	586,239
貸倒引当金	△17,312	役員賞与引当金	2,865
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,064,646</b>	持分法適用に伴う負債	200,000
<b>有形固定資産</b>	<b>3,543,924</b>	その他	895,519
建物及び構築物	1,639,496	<b>固 定 負 債</b>	<b>397,841</b>
機械装置及び運搬具	33,079	退職給付引当金	350,634
土地	1,740,980	役員退任慰労引当金	33,317
その他	130,369	その他	13,889
<b>無形固定資産</b>	<b>177,980</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,506,356</b>
のれん	12,210	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	165,769	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,227,186</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,342,742</b>	資本金	2,336,447
投資有価証券	595,890	資本剰余金	2,774,461
繰延税金資産	229,701	利益剰余金	2,181,092
賃貸固定資産	239,111	自己株式	△64,814
その他	299,188	評価・換算差額等	86,613
貸倒引当金	△21,149	その他有価証券評価差額金	75,638
		為替換算調整勘定	10,974
		少数株主持分	18,743
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,838,900</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,332,543</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>11,838,900</b>



## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成17年12月31日 残高	1,551,559	1,989,573	2,203,369	△62,314	5,682,186
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の権利行使による新株の発行	9,890	9,890			19,780
新株予約権付社債の転換による新株の発行	774,997	774,997			1,549,995
剰余金の配当			△394,042		△394,042
役員賞与			△39,544		△39,544
当期純利益			411,310		411,310
自己株式の取得				△2,499	△2,499
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	784,887	784,887	△22,276	△2,499	1,544,999
平成18年12月31日 残高	2,336,447	2,774,461	2,181,092	△64,814	7,227,186

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成17年12月31日 残高	94,472	708	95,181	8,665	5,786,033
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の権利行使による新株の発行					19,780
新株予約権付社債の転換による新株の発行					1,549,995
剰余金の配当					△394,042
役員賞与					△39,544
当期純利益					411,310
自己株式の取得					△2,499
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△18,834	10,265	△8,568	10,077	1,509
連結会計年度中の変動額合計	△18,834	10,265	△8,568	10,077	1,546,509
平成18年12月31日 残高	75,638	10,974	86,613	18,743	7,332,543

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 (株)アルプスビジネスサービス  
(株)アルネス情報システムズ  
ALTECH SHINE CO., LTD.  
ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED  
ALTECH BEIJING CO., LTD.

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称 (株)エムテーシー  
ディスクウェア(株)

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は下記のとおりとなっております。

ALTECH SHINE CO., LTD. 9月30日

上記以外の子会社 12月31日

連結計算書類作成に当たっては各社の決算日の計算書類を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 連結子会社(株)アルプスビジネスサービス  
個別法による原価法
- ・ 製品 移動平均法による原価法
- ・ 原材料 当社及び連結子会社(株)アルプスビジネスサービス  
移動平均法による原価法
- ・ 仕掛品 個別法による原価法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・ 当社  
建物及び構築物 定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物……………10～47年
- 上記以外 定率法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
機械装置及び運搬具……………2～18年  
その他（工具、器具及び備品）…3～20年
- ・ 在外連結子会社ALTECH SHINE CO.,LTD.、ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED、  
ALTECH BEIJING CO.,LTD. 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法
- ・ 上記以外の連結子会社 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建  
物附属設備を除く）については定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
機械装置及び運搬具……………3～11年

ロ. 無形固定資産

- ・ 当社 定額法  
なお、主な耐用年数または償却期間は次のとおり  
であります。  
のれん……………5年  
自社利用のソフトウェア……………5年
- ・ 在外連結子会社ALTECH SHINE CO.,LTD.、ALTECH BEIJING CO.,LTD. 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法
- ・ 上記以外の連結子会社 定額法

ハ. 投資その他の資産

・ 当社

貸貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～47年

ニ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しております。

ハ. 退職給付引当金

当社

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。連結子会社(株)アルプスビジネスサービス、(株)アルネス情報システムズ

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## ニ. 役員退任慰労引当金

当社

平成18年3月24日付け株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議致しました。このため当該時点における未払額を計上しております。

なお、当該役員退任慰労金未払額は確定しておりますが、引き続き「役員退任慰労引当金」として計上しております。

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス

役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ホ. 役員賞与引当金

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員賞与につきましては、従来株主総会決議時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用し、発生した会計期間の費用として処理しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,865千円減少しております。

### ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

### ⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ⑥ 在外連結子会社の会計処理基準  
在外連結子会社の計算書類は、それぞれの所在地国において、一般に公正妥当と認められた会計処理基準に基づいて作成しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
- (6) のれんの償却に関する事項  
のれんは、5年間の均等償却を行い、金額が僅少な場合には、発生年度に全額償却しております。
- (7) 当連結会計年度より、会社法（平成17年7月26日 法律第86号）及び会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。
- (8) 会計方針の変更  
（固定資産の減損に係る会計基準）  
当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。  
これにより、経常利益が5,618千円増加し、税金等調整前当期純利益は242,230千円減少しております。  
なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。  
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）  
当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。  
従来の資本の部の合計に相当する金額は、7,313,799千円であります。
- (9) 表示方法の変更  
会社計算規則の施行により、当連結会計年度から「営業権」は「のれん」として表示しております。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 減価償却累計額

有形固定資産	1,289,645千円
賃貸固定資産	55,374千円

### (2) 流動負債の「持分法適用に伴う負債」の内訳

債務超過に陥っている持分法適用会社に関して当社の投資額及び債権額を超えて負担すると見込まれる債務超過額については、当社債務保証を限度として「持分法適用に伴う負債」として流動負債に計上しております。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
長野県茅野市	事業用資産	土地及び建物等
栃木県宇都宮市	賃貸資産	土地

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、アウトソーシングサービス事業に係る事業用資産については全国の事業部を基本単位とし、その他事業に係る事業用資産については工場を基本単位としてグルーピングしております。その他賃貸資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。連結子会社(株)アルプスビジネスサービスは、アウトソーシングサービス事業及びその他事業に係る事業用資産についてはそれぞれの事業ごとに、外部への賃貸資産については個別の資産ごとにグルーピングしております。その他の連結子会社につきましては、規模等の理由から会社単位を基準としてグルーピングをしております。

当社のアウトソーシング事業に係る事業用資産については減損の兆候は見られませんでした。その他事業の蓼科工場については、地価が大幅に下落していること及び収益性が低下していることから、帳簿価額を不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物133,962千円、土地96,833千円、その他3,015千円であります。また、連結子会社(株)アルプスビジネスサービスが賃貸固定資産として所有する宇都宮市の駐車場については売却を予定しており地価が大幅に下落しているため、帳簿価額を路線価を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は土地が14,037千円であります。

(2) 特別損失の「持分法による投資損失」の内容

債務超過に陥っている持分法適用会社について、当該債務超過額のうち当社の負担が見込まれる金額を計上しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,985,220	1,219,169	—	11,204,389
自己株式				
普通株式	134,159	1,362	—	135,521

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加のうち40,700株は新株予約権(ストックオプション)の権利行使によるものであります。
2. 普通株式の発行済株式数の増加のうち1,178,469株は新株予約権付社債の権利行使によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,362株は単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1、2、3	普通株式	—	1,200,000	1,178,469	21,531	—
	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	1,200,000	1,178,469	21,531	—

- (注) 1. 無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2. 無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、平成18年12月12日に同社債の買取契約書に基づいた上限株式数までの転換が完了いたしましたので、平成19年1月26日に発行要項に基づき繰上償還を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成18年3月24日 定時株主総会	普通株式	394,042	40	平成17年12月31日	平成18年3月27日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年3月23日 定時株主総会	普通株式	442,754	利益剰余金	40	平成18年12月31日	平成19年3月26日

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 660円75銭  
(2) 1株当たり当期純利益 40円22銭

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月19日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 福 田 昭 英 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス技研及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用して連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第26期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。  
平成19年2月26日

株式会社アルプス技研 監査役会  
監査役(常勤) 篠原 秀明 ㊞  
監査役 大石 忠男 ㊞  
監査役 松田 壯吾 ㊞  
監査役 舟生 俊博 ㊞

(注) 監査役松田壯吾及び舟生俊博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,724,470</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,303,495</b>
現金及び預金	2,237,772	買掛金	44,371
受取手形	83,242	短期借入金	650,000
売掛金	2,783,428	新株予約権付社債	450,000
仕掛品	55,173	未払金	573,051
貯蔵品	3,142	未払費用	266,345
前払費用	222,740	未払法人税等	187,522
繰延税金資産	462,195	未払消費税等	169,921
短期貸付金	70,472	前受金	2,494
未収入金	36,144	預り金	226,330
その他の金	6,341	賞与引当金	530,033
貸倒引当金	△236,182	債務保証損失引当金	200,000
<b>固定資産</b>	<b>5,724,966</b>	その他の	3,425
<b>有形固定資産</b>	<b>3,261,617</b>	<b>固定負債</b>	<b>346,041</b>
建築物	1,496,182	退職給付引当金	301,687
構築物	55,366	役員退任慰労引当金	30,464
機械装置	2,893	その他の	13,889
車両運搬具	12,752	<b>負債合計</b>	<b>3,649,536</b>
器具備品	101,592	<b>純資産の部</b>	
土地	1,592,829	<b>株主資本</b>	<b>7,728,279</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>160,034</b>	資本金	2,336,447
のれん	9,186	資本剰余金	2,774,461
ソフトウェア	122,061	資本準備金	2,773,935
電話加入権	6,949	その他資本剰余金	526
その他の	21,836	<b>利益剰余金</b>	<b>2,682,185</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,303,314</b>	利益準備金	190,000
投資有価証券	348,640	その他利益剰余金	2,492,185
関係会社株式	702,086	買換資産圧縮特別勘定積立金	9,497
関係会社出資金	60,000	別途積立金	1,510,000
長期前払費用	26,135	繰越利益剰余金	972,688
繰延税金資産	564,543	<b>自己株式</b>	<b>△64,814</b>
敷金・差入保証金	155,290	評価・換算差額等	71,620
会員権	7,350	その他有価証券評価差額金	71,620
保険積立金	34,107	<b>純資産合計</b>	<b>7,799,899</b>
貸付固定資産	400,259	<b>負債純資産合計</b>	<b>11,449,436</b>
破産更生債権等	21,149		
その他の	4,900		
貸倒引当金	△21,149		
<b>資産合計</b>	<b>11,449,436</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,208,782
売上原価		13,678,487
売上総利益		4,530,295
販売費及び一般管理費		3,025,719
営業利益		1,504,575
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,341	
受取債権利息	520	
受貸為替差益	10,775	
受貸為替差益	41,227	
受貸為替差益	170	
受貸為替差益	32,739	121,774
営業外費用		
支払利息	6,829	
支払利息	10,391	
支払利息	7,396	
支払利息	31,488	
支払利息	27	56,132
特別利益		1,570,218
貸倒引当金戻入益	17,516	
貸倒引当金の戻入益	2,018	19,534
特別損失		
固定資産売却損	62	
固定資産除却損	4,299	
固定資産減損	233,811	
役員権評価損	2,001	
関係会社事業損失	623,714	863,889
税引前当期純利益		725,863
法人税・住民税及び事業税	485,788	
法人税等調整額	△193,062	292,726
当期純利益		433,136

# 株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					買換資産圧縮 特別勘定積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成17年12月31日 残高	1,551,559	1,989,047	526	1,989,573	190,000	10,088	1,460,000	1,019,303	2,679,391
事業年度中の変動額									
新株予約権の権利行使 による新株の発行	9,890	9,890		9,890					
新株予約権付社債の 転換による新株の発行	774,997	774,997		774,997					
剰余金の配当								△394,042	△394,042
役 員 賞 与								△36,300	△36,300
別途積立金の積立						50,000		△50,000	-
利益処分による 買換資産圧縮特別 勘定積立金取崩額					△295			295	-
買換資産圧縮特別 勘定積立金取崩額					△295			295	-
当 期 純 利 益								433,136	433,136
自己株式の取得									
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	784,887	784,887	-	784,887	-	△590	50,000	△46,614	2,794
平成18年12月31日 残高	2,336,447	2,773,935	526	2,774,461	190,000	9,497	1,510,000	972,688	2,682,185

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 合 計	
平成17年12月31日 残高	△62,314	6,158,209	90,122		90,122	6,248,331
事業年度中の変動額						
新株予約権の権利行使 による新株の発行		19,780				19,780
新株予約権付社債の 転換による新株の発行		1,549,995				1,549,995
剰余金の配当		△394,042				△394,042
役 員 賞 与		△36,300				△36,300
別途積立金の積立		-				-
利益処分による 買換資産圧縮特別 勘定積立金取崩額		-				-
買換資産圧縮特別 勘定積立金取崩額		-				-
当 期 純 利 益		433,136				433,136
自己株式の取得	△2,499	△2,499				△2,499
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△18,502		△18,502	△18,502
事業年度中の変動額合計	△2,499	1,570,070	△18,502		△18,502	1,551,568
平成18年12月31日 残高	△64,814	7,728,279	71,620		71,620	7,799,899



## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

### ③ たな卸資産

- ・原材料
- ・仕掛品
- ・貯蔵品

移動平均法による原価法

個別法による原価法

最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - ・建物・構築物

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～47年

構築物……………10～20年

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置……………5～18年

車両運搬具……………2～6年

器具備品……………3～20年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数または償却期間は次のとおりであります。

のれん……………5年

自社利用のソフトウェア……………5年

- ③ 長期前払費用

定額法

- ④ 賃貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物……………10～47年

### (3) 繰延資産の処理方法

- ① 株式交付費
- ② 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当期の費用とすべき額を見積計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

##### ④ 役員退任慰労引当金

平成18年3月24日付け株主総会において役員退任慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議致しました。このため当該時点における未払額を計上しております。

なお、当該役員退任慰労金未払額は確定しておりますが、引き続き「役員退任慰労引当金」として計上しております。

##### ⑤ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

#### (8) 当事業年度より、会社法（平成17年7月26日 法律第86号）及び会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(9) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、経常利益が5,618千円増加し、税引前当期純利益が228,193千円減少しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、7,799,899千円であります。

(10) 表示方法の変更

会社計算規則の施行により、当事業年度から「営業権」は「のれん」として表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,075,590千円
貸貸固定資産の減価償却累計額	142,256千円
(2) 保証債務の残高	330,000千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	295,309千円
関係会社に対する短期金銭債務	18,411千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

① 売 上	高	159,697千円
② 外 注	費	49,586千円
③ 支 払 手 数 料 等		238,796千円
④ 営 業 取 引 以 外 の 取 引 高		16,242千円

#### (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
長野県茅野市	事業用資産	土地及び建物等

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、アウトソーシングサービス事業に係る事業用資産については全国の事業部を基本単位とし、その他事業に係る事業用資産については工場を基本単位としてグルーピングしております。その他貸貸資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。当社のアウトソーシング事業に係る事業用資産については減損の兆候は見られませんでした。その他事業の蓼科工場については、地価が大幅に下落していること及び収益性が低下していることから、帳簿価額を不動産鑑定価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物133,962千円、土地96,833千円、その他3,015千円であります。

#### (3) 特別損失の関係会社事業損失の内訳

貸倒引当金繰入額	218,414千円
関係会社株式評価損	175,300
関係会社社債評価損	30,000
債務保証損失引当金繰入額	200,000

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	134,159株	1,362株	一株	135,521株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

#### 繰延税金資産(流動)

未払事業税	18,388千円
原材料	4,943千円
仕掛品	2,116千円
貸倒引当金	94,737千円
賞与引当金	214,769千円
債務保証損失引当金	81,040千円
未払費用	27,275千円
関係会社社債	12,156千円
その他の	6,767千円
合計	462,195千円

#### 繰延税金資産(固定)

投資有価証券	5,971千円
役員退任慰労引当金	12,344千円
会員権	19,038千円
関係会社株式	358,101千円
建物	671千円
退職給付引当金	122,243千円
貸倒引当金	8,569千円
減損損失	92,463千円
その他の	542千円
合計	619,947千円

#### 繰延税金負債(固定)

買換資産圧縮特別勘定積立金	6,614千円
その他有価証券評価差額金	48,790千円
合計	55,404千円

#### 繰延税金資産(固定)純額

564,543千円

#### 法定実効税率及び税効果会計適用後の法人税率等の負担率との主な差異原因

法定実効税率	40.5%
(調整)	
住民税均等割額	4.1%
寄付金等の一時差異でない項目	△0.6%
その他の	△3.7%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	40.3%

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産 「器具備品」	10,091	1,451	8,640

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,960千円

1年超 6,747千円

---

合計 8,708千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,535千円

減価償却費相当額 1,451千円

支払利息相当額 151千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息総額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内 47,640千円

1年超 873,400千円

---

合計 921,040千円

3. 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 704円67銭

(2) 1株当たり当期純利益 42円35銭

## 8. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成15年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	△301,687千円
---------	------------

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職未払額)

退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	193,468千円
---------------	-----------

退職給付費用	193,468千円
--------	-----------

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月19日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 福 田 昭 英 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなるため、この会計基準を適用して計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に關して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覽し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月26日

株式会社アルプス技研 監査役会  
監査役(常勤) 篠原 秀明 ㊟  
監査役 大石 忠男 ㊟  
監査役 松田 壯吾 ㊟  
監査役 舟生 俊博 ㊟

(注) 監査役松田壯吾及び舟生俊博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は442,754,720円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成19年3月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件（1）

会社法（平成17年法律第86号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日施行されたことに伴い、次のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供  
株主総会の招集にあたり、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することで株主の皆様にご提供したものとみなすことが認められたことにより、株主の皆様の利便性を図るため、変更案第15条を新設するものであります。
- (2) 議決権の代理行使  
株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の人数を明確にするもので、現行定款第15条（変更案第16条）を変更するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴い、現行定款第16条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
	<p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p>

## 第3号議案 定款一部変更の件(2)

### 1. 変更の理由

#### (1) 買収防衛策導入の決定機関

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第127条に規定する、当社の株主の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を決定いたしました。

基本方針において、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとして買収防衛策を導入することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため必要不可欠と判断いたしました。当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為や買付提案

を行う者が現れる前の時点において、あらかじめ買収防衛策を導入するにあたり、株主の皆様の意思を十分反映することが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様の意思を明確な形で反映させるため、当社の定款に株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の導入についての決定機関を変更案第18条（条文番号は、第2号議案が承認可決された場合のもの）に新設するものであります。

(2) その他、上記変更に伴い、第2号議案の変更案第18条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第18条（買収防衛策導入の決定機関）</u> <u>会社法施行規則第127条第2号ロに定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主総会の決議による。</u>

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	小林孝雄 (昭和19年6月16日生)	昭和42年4月 ㈱横浜銀行入行 平成6年6月 同行取締役総合企画部長 平成8年6月 同行常務取締役 総合企画部長 平成11年4月 同行代表取締役常務 平成13年4月 同行取締役 平成14年3月 当社社外監査役 平成14年6月 ㈱浜銀総合研究所代表取締役 役会長兼理事長 平成17年3月 当社社外取締役 平成18年3月 当社代表取締役役員 (現任)	2,200株
2	池松邦彦 (昭和31年1月22日生)	昭和54年4月 日本航空㈱入社 平成10年9月 (財)宮城総合研究所 所長代行兼プロジェクト ディレクター 平成13年5月 当社入社 平成13年10月 当社東京事業部長 平成14年3月 当社取締役経営企画部長兼 経理部長 平成14年6月 当社常務取締役経営企画部 長兼経理部長 平成15年3月 当社代表取締役社長 平成16年12月 ALTECH BEIJING CO., LTD. 董事長 平成17年3月 当社代表取締役社長兼業務 執行役員 (現任) 平成18年3月 ALTECH SHINE CO., LTD. 董 事長	24,850株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
3	須 貝 昌 志 (昭和33年3月9日生)	昭和51年3月 (株)中島電機製作所入社 平成2年10月 当社入社 平成13年3月 当社取締役北関東事業部長 平成15年3月 当社取締役西日本事業本部長 平成17年7月 当社取締役兼業務執行役員 兼営業推進部長 (現任)	9,899株
4	野 田 浩 (昭和33年8月16日生)	昭和57年4月 (株)福島銀行入行 平成14年9月 (株)ダイユーエイト入社 平成15年7月 (株)東北エンタープライズ (現(株)マトリック・コミュニ ケーションズ) 経営管理 部長 平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社総務部担当部長 平成17年1月 当社総務部長 平成17年3月 当社業務執行役員兼総務部 長兼人事部長 平成17年7月 当社業務執行役員兼総務部 長 平成18年3月 当社取締役兼業務執行役員 兼総務部長 (現任)	200株
5	寺 嶋 薫 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京 UFJ銀行)入行 平成14年7月 池田物産(株)入社 平成17年11月 当社入社 平成18年1月 当社九州事業部長 平成18年10月 当社業務執行役員兼九州事 業部長 (現任) 平成19年1月 ALTECH SHINE CO., LTD. 董 事長 (現任)	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
6	岡 部 博 (昭和25年1月22日生)	昭和48年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年5月 同行公務部長 平成13年8月 当社入社 当社営業部長 平成14年3月 当社取締役営業部長兼中部 事業部長 平成14年6月 当社常務取締役営業部長兼 中部事業部長 平成15年3月 当社専務取締役管理本部長 平成17年7月 当社専務取締役兼業務執行 役員兼経営企画室長 平成18年3月 ㈱アルプスビジネスサービ ス代表取締役社長(現任) 当社専務取締役(現任)	8,515株
7	山 崎 國 秀 (昭和32年1月25日生)	昭和54年4月 大王製紙㈱入社 平成2年1月 同社業務部部長代理 平成12年7月 当社入社 平成13年3月 当社取締役経営企画部長 平成13年7月 当社取締役経営企画部長兼総 務部長 平成14年3月 当社常務取締役総務部長 ディスクウェア㈱代表取締役 副社長(現任) 平成14年7月 当社常務取締役 平成15年3月 当社常務取締役首都圏北事業 本部長 平成16年7月 当社常務取締役営業企画室 長 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行役 員 平成18年3月 当社取締役兼業務執行役員兼 経営企画部長(現任)	5,365株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
8	羽 田 清 (昭和25年10月4日生)	昭和48年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成12年7月 同行東京営業部長 平成14年5月 当社入社 平成14年8月 当社東京事業部長 平成15年3月 当社取締役首都圏北事業本部副本部長 平成16年3月 当社取締役首都圏北事業本部長 平成16年12月 当社常務取締役首都圏北事業本部長 平成17年2月 (株)アルネス情報システムズ代表取締役社長(現任) 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行役員兼首都圏北事業本部長 ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED DIRECTOR CHAIRMAN兼CEO(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任)	10,915株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。



## 第5号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	篠原 秀明 (昭和29年8月18日生)	昭和53年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年10月 同行公務部公務渉外担当部長 平成16年1月 当社入社 平成16年3月 当社総務部長 平成16年10月 当社総務部長兼秘書室長 平成17年1月 当社IR・広報室長兼秘書室長 平成17年3月 当社業務執行役員兼IR・広報室長兼秘書室長 平成18年3月 当社常勤監査役（現任）	1,600株
2	宮沢 徹 (昭和22年11月2日生)	昭和46年4月 ㈱八十二銀行入行 平成13年3月 立信電子㈱入社 平成13年6月 同社取締役製造部長 平成14年6月 同社取締役管理部長 平成16年6月 同社取締役工場長兼管理部長	一株
3	松田 壯吾 (昭和22年6月1日生)	昭和52年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和54年4月 弁護士登録 昭和57年4月 松田・豊島法律事務所弁護士 (現任) 平成12年3月 当社監査役（現任）	一株
4	舟生 俊博 (昭和46年5月29日生)	平成6年4月 監査法人夏目事務所入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成13年1月 ㈱YSB代表取締役（現任） 平成15年3月 当社監査役（現任）	一株

(注) 1.各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2.宮沢徹氏、松田壯吾氏、舟生俊博氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

**第6号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件  
第3号議案定款一部変更の件(2)の承認を条件として、承認可決後の定款第18条の定めに基づき、次のとおり、会社法施行規則第127条に定める取組みとして、当社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 本プラン導入の理由

本買収防衛策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることをもって導入されるものです。

昨今、買収対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を行う動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、技術者派遣企業として成長を継続し、ひいては企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、お客様の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者とお客様の最適な組み合わせによる高付加価値サービス等の提供の維持が必要不可欠であります。これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際には、上記の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果等を把握した上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。上記のような不適切な買付により当社の企業価値・株主共同の利

益が毀損される危険が否定できず、現在当社は、買収の具体的脅威に晒されているわけではありませんが、これを防止するために、現段階で一定の措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、平成19年3月23日開催の定時株主総会の承認を条件に本プランを導入することを決定いたしました。

## 2. 本プランの概要

当社株式の大量買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保いたします。

## 3. 当社の株主の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、
- ③ 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、

- ⑤ 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等)が当社の本源価値に鑑み不十分または不適當なもの、
- ⑥ 当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。このような大量取得行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當でないと考えております。

#### 4. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、基本方針の実現に資すると考えております。

##### ①「5か年計画」による企業価値向上への取組み

当社は、昭和43年創業以来製造業のイコールパートナーを目指し、「社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本である」との意味をこめた、『Heart to Heart』の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社は、平成15年に第8次5か年計画を策定し、「新たな企業価値を創造する」をメインテーマに掲げ、「事業価値」「人間価値」「社会価値」という3つの観点から経営課題を整理し、新たな企業価値の創造を機軸として、活力ある企業風土を復興するとともに時代の変化にスピーディかつフレキシブルに対応できる組織体制を構築し、役職員の役割と責任を明確化し、3つの価値の課題を発見し解決していくことによって企業価値の総合的な向上によって、企業価値・株主共同の利益を図るものであります。

第8次5か年計画の要旨は、次のとおりであります。

##### 7. 「事業価値の向上」＝顧客とのWIN-WIN関係構築による収益力の向上

「会社とは事業を通じて価値を創造していくものである」という基本に立ち戻り、市場のニーズを的確に捉え、「ソリューション提案型ビジネス」を推進することにより、顧客・当社双方にメリットのある高付加価値サービスを提供し収益力を高めることを目指してまいります。また、新規人材ビジネス及び海外事業の推進により収益基盤の多様化を図ってまいります。

- イ. 「人間価値の向上」＝自律・自立型社員への成長  
社員のキャリア開発のステップを明確化し人事制度との連携を深めることにより、個々の社員のモチベーションの向上を図り、また、高度技術の習得と合わせ人間的側面からの教育とサポートを強化し、自律・自立した起業家型社員を育成してまいります。
- ウ. 「社会価値の向上」＝コーポレートガバナンス・コンプライアンスの取り組み等強化  
企業として社会的責任を果たすため、当社は社会を構成する一員であることを再認識し、法令をはじめ、各種の社内規程・マニュアルを遵守し、倫理に基づいた行動・活動を行ってまいります。また、内部統制システムの整備、ISO14001の取組みや、経営のリスクに対応するためのリスクマネジメントへの対応、また、PR・IR活動を通じて情報開示（ディスクロージャー）を積極的に進め企業の透明性を高めてまいります。

第8次5ヵ年計画に基づく、具体的な施策として当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、お客様の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者とお客様の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

② コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、『Heart to Heart』の経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

## 5. 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

### (1) 導入の目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策は、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が行われた際に、買付を行う者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、取締役会ならびに独立委員会による買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

### (2) 本プランの発動及び不発動に係る手続き

#### ① 対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付がなされたときに、新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。

- ア. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等の保有割合が20%以上となる買付
- イ. 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有者割合及び特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

#### ② 独立委員会の設置

当社取締役会の決議により、独立委員会を設置します。

当社取締役会は、独立委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い社外監査役及び有識者を独立委員会の委員といたします。独立委員は4名といたします。

③ 買付者に対する情報提供の要求

買付者に対し、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な情報(以下「必要情報」といいます。〈参考資料1〉)及び買付者が買付に際して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める様式により提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかに独立委員会に提供するものとします。当社取締役会または独立委員会が買付説明書の内容について必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接または間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

④ 買付内容の検討、買付者との交渉

ア. 独立委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及び根拠となる資料、代替案その他独立委員が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求いたします。

イ. 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、対価を円貨の現金のみとした買付の場合は60日間、その他の場合は90日間(ただし、独立委員会はこの期間を延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付者の買付内容の検討、取締役会が提示する代替案の検討、買付者と取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。その上で、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。

なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、独立委員会は、必要に応じ、自らまたは取締役会を通じて買付者に対して協議、交渉等を求めた場合には、買付者は速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるよう、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

ウ. 情報の開示

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

⑤ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続きを行うものとします。なお、独立委員会は、以下の手続きに従い行われる勧告の内容その他の事項(後記ウ.により、独立委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間及びその理由を含みます。)について、決議後速やかに開示を行うものとします。

ア. 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者による買付が後記の(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが、相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。ただし、独立委員会は一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(＜参考資料2＞の「新株予約権の要項」2.(3)において定義されます。)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (ア) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存在しなくなった場合
- (イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合



- イ. 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合  
独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が後記の(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しなくなった、または該当しても新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てをしないことを勧告いたします。
- ウ. 独立委員会が本プランの発動の延長を行う場合  
独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時までには、新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(3) 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合は、前記の(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続き」に定める手続きにより、新株予約権の無償割当てを行います。

- ① 本プランに定める手続きを遵守しない買付である場合
- ② 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付である場合
  - ア. 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - ウ. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- オ. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- カ. 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- キ. 必要な情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ク. 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合

#### (4) 本新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は(i)買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。本新株予約権の詳細については、〈参考資料2〉「新株予約権の要項」をご参照ください。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成19年3月の株主総会の終結の時から、平成22年3月の株主総会の終結の時までの3年間といたします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。当社は本プランが廃止または変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## 6. 本プランの株主総会での承認

本プランは、平成19年3月23日開催の定時株主総会における株主様の承認の下に導入することとしております。

## 7. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### (1) 株主意思の反映

本プランは、定時株主総会における株主様のご承認の下に導入することとしております。また、本プランの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

### (2) 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めた4名で独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

### (3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の役員による恣意的な発動を防止いたします。

### (4) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策でないこと

前記「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

## 8. 株主の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当ての発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランの導入により、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、〈参考資料2〉「新株予約権の要項」2.(4)に定める新株予約権を行使することができない買付者(以下「行使制限買付者」といいます。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

ただし、仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他については、本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において、本新株予約権を当社は無償にて取得することがあります。この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様には新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。(証券保管振替機構ご利用の株主様については、名義書換手続きは不要です。)

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

<参考資料 1 >

必要情報

1. 買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員その他の構成員(ファンドの場合)を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
2. 買付の提案、目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。)
3. 買付価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報)
4. 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質提供者含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 買付後の当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
7. 買付後における当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
8. 買付に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容
9. その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

## <参考資料 2>

### 新株予約権の要項

#### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

##### (1) 新株予約権の内容

後記2.記載の内容を含む新株予約権(以下個別にまたは総称して「新株予約権」といいます。)の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

##### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式(ただし、同時点において当社の有する自己株式を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

##### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は「行使価額」(下記に定義)に対象株式数を乗じた価額とします。

行使価額とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額とします。「時価」は、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

##### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日(ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日)を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、後記の(7)により当社が新株予約権を取得する場合、当

該取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 以下のいずれかに該当する者は、取締役会が認めた者を除き新株予約権を行使することはできません。

(i) 特定大量保有者

(ii) 特定大量保有者の共同保有者

(iii) 特定大量買付者

(iv) 特定大量買付者の特別関係者

(v) (i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

(vi) (i)ないし(v)に該当する者の関連者

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

7. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

4. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)

7. 「特定大量買付者」とは、公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)となる者をいいます。



- エ. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
  - オ. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- ア. 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
  - イ. 当社を支配する意図がなく①(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、①(i)特定大量保有者に該当しなくなった者
  - ウ. 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、①(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
  - エ. その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(準拠法行使手続き・条件または(iv)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続き・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、準拠法行使手続き・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には、新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが、必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明し、保証し、かつ、(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取り決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は係る場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社に対し、自らが前記①(i)ないし(VI)のいずれにも該当せず、かつ、①(i)ないし(VI)に該当する者のために行使しようとしている者でないこと及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- ⑥ 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、前記(4)③及び④の規定により、新株予約権を行使することができない者((4)①の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して①の承認をするか否かを決定します。
- ア. 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(後記イ、エに関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める記載事項を含む。)が提出されているか否か
- イ. 譲渡人及び譲受人が(4)①の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないことが明らかか否か
- ウ. 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために、授受しようとしている者でないことが明らかか否か
- エ. 譲受人が前記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者のために、譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の行使期間中において、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、前記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、係る取得がなされた日より後に、前記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している新株予約権のうち当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が決定します。

- (9) 新株予約権証書の発行

新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとします。

- (10) 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、前記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以上

## <参考資料 3 >

### 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、4名とし当社の設定している独立要件を充足し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び有識者を当社取締役会が選任する。

ここでいう有識者とは、当社と取引のない実績のある経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準ずる者で、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。

3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. 独立委員会は、以下の各号に記載されている事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関として決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

以上に定めることに加え独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
- (2) 独立委員会検討期間の延長の決定
- (3) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- (4) 買付者等の買付後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
  - (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - (6) 本プランの修正または変更
  - (7) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - (8) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
5. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自らまたは取締役会を通じて、買付者に対し、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また独立委員会は買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
  6. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは取締役会を通じて買付者等と協議・交渉等を行うものとし、また当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
  9. 独立委員会委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  10. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち4分の3以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

## 第7号議案 取締役の報酬制度改定の件

取締役の報酬は平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、定款に規定する取締役の員数を10名以内に変更することにより、年額2億5千万円以内を年額2億円以内に、また、併せて退職慰労金制度の廃止についても、ご承認をいただいております。

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、業績連動報酬を導入し、取締役の報酬「年額2億円以内」の枠内において、固定報酬（年額1億50百万円以内）及び業績連動報酬（50百万円以内）に区分いたしたいと存じます。

取締役の業績連動報酬は、標準業績（計画に基づく業績）の報酬総額を「300百万円」とし、ROE（自己資本利益率）と売上高経常利益率（いずれも連結）を業績評価指標として、総額を算定いたします。算定基準の設定につきましては、取締役会で決定いたしたいと存じます。

また、第4号議案が原案どおり承認可決されました場合は、取締役8名の員数となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県相模原市西橋本五丁目 4 番12号  
株式会社アルプス技研  
本社 会議室  
T E L 042-774-3333 (代表)  
F A X 042-773-2455



- 交通機関 ● J R 横浜線・J R 相模線・京王相模原線  
橋本駅南口から徒歩約10分
- 橋本駅南口より神奈中バス  
「西橋本二丁目」バス停下車徒歩 1分  
橋本駅南口バスターミナル  
1 番乗場「若葉台住宅行」午前 9 時20分発、45分発  
なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約 3 分であり  
ます。